

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年12月26日提出
【計算期間】	第30期中(自 2025年3月28日至 2025年9月27日)
【ファンド名】	アジア未来成長株式ファンド
【発行者名】	ベアリングス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 華 文傑
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン
【事務連絡者氏名】	宮本 久美子
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン
【電話番号】	03-4565-1058
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【アジア未来成長株式ファンド】

以下の運用状況は2025年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,612,927,833	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,255,605	0.01
合計（純資産総額）		8,611,672,228	100.00

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第20計算期間末（2016年 3月28日）	6,554	6,621	4.9296	4.9796
第21計算期間末（2017年 3月27日）	6,606	6,670	5.1324	5.1824
第22計算期間末（2018年 3月27日）	8,329	8,392	6.5888	6.6388
第23計算期間末（2019年 3月27日）	6,590	6,653	5.2478	5.2978
第24計算期間末（2020年 3月27日）	5,230	5,284	4.8296	4.8796
第25計算期間末（2021年 3月29日）	9,365	9,472	8.7923	8.8923
第26計算期間末（2022年 3月28日）	8,057	8,159	7.9183	8.0183
第27計算期間末（2023年 3月27日）	7,167	7,219	6.8589	6.9089
第28計算期間末（2024年 3月27日）	7,308	7,355	7.7165	7.7665
第29計算期間末（2025年 3月27日）	7,123	7,166	8.2398	8.2898
2024年 9月末日	7,308		8.0371	
10月末日	7,592		8.4550	
11月末日	7,003		7.8732	
12月末日	7,416		8.4015	
2025年 1月末日	7,164		8.2055	
2月末日	7,348		8.4505	
3月末日	6,984		8.0438	
4月末日	6,304		7.2804	
5月末日	6,901		8.0261	
6月末日	7,231		8.4350	
7月末日	7,710		9.0625	
8月末日	7,656		9.0723	
9月末日	8,611		10.2137	

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	0.0500

第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	0.0500
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	0.0500
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	0.0500
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	0.0500
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	0.1000
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	0.1000
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	0.0500
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	0.0500
第29期	2024年 3月28日～2025年 3月27日	0.0500
当中間期	2025年 3月28日～2025年 9月27日	

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	5.46
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	5.13
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	29.35
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	19.59
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	7.02
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	84.12
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	8.80
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	12.75
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	13.23
第29期	2024年 3月28日～2025年 3月27日	7.43
当中間期	2025年 3月28日～2025年 9月27日	25.83

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

アジア未来成長株式マザーファンド

以下の運用状況は2025年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	中国	3,292,511,400	35.61
	台湾	2,322,223,883	25.12
	韓国	1,524,065,449	16.48
	ケイマン	886,331,160	9.59
	シンガポール	302,510,013	3.27
	インド	268,169,219	2.90
	香港	150,757,667	1.63
	フィリピン	130,808,289	1.41
	タイ	128,756,378	1.39

	マレーシア	85,210,830	0.92
	インドネシア	36,021,736	0.39
	小計	9,127,366,024	98.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		117,799,558	1.27
合計(純資産総額)		9,245,165,582	100.00

2 【設定及び解約の実績】

【アジア未来成長株式ファンド】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	94,919,079	261,465,780
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	89,902,866	132,432,706
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	261,025,563	284,020,323
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	192,199,676	200,454,587
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	118,094,310	291,095,653
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	190,289,836	208,010,323
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	106,961,720	154,548,167
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	104,900,482	77,527,867
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	61,451,039	159,358,775
第29期	2024年 3月28日～2025年 3月27日	46,462,516	129,025,931
当中間期	2025年 3月28日～2025年 9月27日	26,238,917	48,773,136

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、第30期中間計算期間（2025年 3月28日から2025年 9月27日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期中間計算期間（2025年 3月28日から2025年 9月27日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【アジア未来成長株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第29期計算期間末 (2025年 3月27日現在)	第30期中間計算期間末 (2025年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	854,987
親投資信託受益証券	7,230,967,057	8,797,408,738
未収入金	2,516,138	2,398,434
流動資産合計	7,233,483,195	8,800,662,159
資産合計	7,233,483,195	8,800,662,159
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	43,226,001	-
未払解約金	2,516,138	6,321,111
未払受託者報酬	3,869,227	3,873,988
未払委託者報酬	60,068,259	60,067,803
その他未払費用	314,286	314,286
流動負債合計	109,993,911	70,577,188
負債合計	109,993,911	70,577,188
純資産の部		
元本等		
元本	864,520,029	841,985,810
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	6,258,969,255	7,888,099,161
(分配準備積立金)	2,308,069,391	2,180,141,927
元本等合計	7,123,489,284	8,730,084,971
純資産合計	7,123,489,284	8,730,084,971
負債純資産合計	7,233,483,195	8,800,662,159

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第29期中間計算期間 自 2024年 3月28日 至 2024年 9月27日	第30期中間計算期間 自 2025年 3月28日 至 2025年 9月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	355,482,535	1,863,585,685
営業収益合計	355,482,535	1,863,585,685
営業費用		
受託者報酬	3,968,991	3,873,988
委託者報酬	61,661,735	60,067,803
その他費用	314,286	314,286
営業費用合計	65,945,012	64,256,077
営業利益又は営業損失（ ）	289,537,523	1,799,329,608
経常利益又は経常損失（ ）	289,537,523	1,799,329,608
中間純利益又は中間純損失（ ）	289,537,523	1,799,329,608
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	20,648,290	12,236,246
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,361,095,836	6,258,969,255
剰余金増加額又は欠損金減少額	189,599,317	194,960,938
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	189,599,317	194,960,938
剰余金減少額又は欠損金増加額	437,198,411	352,924,394
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	437,198,411	352,924,394
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,382,385,975	7,888,099,161

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第30期中間計算期間 自 2025年 3月28日 至 2025年 9月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第29期計算期間末 2025年 3月27日現在	第30期中間計算期間末 2025年 9月27日現在
1. 受益権の総数	864,520,029口	841,985,810口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	8,2398円 (82,398円)	10,3684円 (103,684円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第29期中間計算期間 自 2024年 3月28日 至 2024年 9月27日	第30期中間計算期間 自 2025年 3月28日 至 2025年 9月27日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 7,488,253円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 7,293,931円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第30期中間計算期間末 2025年 9月27日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第29期計算期間末 2025年 3月27日現在	第30期中間計算期間末 2025年 9月27日現在
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 947,083,444円	期首元本額 864,520,029円
期中追加設定元本額 46,462,516円	期中追加設定元本額 26,238,917円
期中一部解約元本額 129,025,931円	期中一部解約元本額 48,773,136円

（参考）

当ファンドは、「アジア未来成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、当ファンドの前計算期間末日及び当中間計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア未来成長株式マザーファンド

貸借対照表

科目	対象年月日	2025年 3月27日現在	2025年 9月27日現在
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		16,954,892	73,661,157
金銭信託		703,808	418,354
コール・ローン		235,000,000	134,000,000
株式		7,467,723,543	9,230,761,672
未収入金		73,329,408	32,120,938
未収配当金		20,094,996	9,512,312
未収利息		2,253	1,284
流動資産合計		7,813,808,900	9,480,475,717
資産合計			
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	125,030
未払金		39,744,749	34,870,525
未払解約金		2,578,906	2,617,757
流動負債合計		42,323,655	37,613,312
負債合計			
純資産の部			
元本等			
元本		3,046,419,130	2,920,589,291
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		4,725,066,115	6,522,273,114
元本等合計		7,771,485,245	9,442,862,405
純資産合計		7,771,485,245	9,442,862,405
負債純資産合計		7,813,808,900	9,480,475,717

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2025年 3月28日 至 2025年 9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。 計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないとして委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年 3月27日現在	2025年 9月27日現在
1. 受益権の総数	3,046,419,130口	2,920,589,291口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.5510円 (25,510円)	3.2332円 (32,332円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2025年 9月27日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	
株式	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。
金銭債権及び金銭債務	短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

（2025年 3月27日現在）

該当事項はありません。

（2025年 9月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	34,903,298	-	34,870,524	32,774
	韓国ウォン	34,903,298	-	34,870,524	32,774
	売建	32,683,425	-	32,775,681	92,256
	タイパーツ	653,053	-	654,743	1,690
	韓国ウォン	32,030,372	-	32,120,938	90,566
	合計	67,586,723	-	67,646,205	125,030

（注）時価の算定方法

為替予約取引については、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

2025年 3月27日現在		2025年 9月27日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,416,913,531円	期首元本額	3,046,419,130円
期中追加設定元本額	163,907,458円	期中追加設定元本額	91,950,014円
期中一部解約元本額	534,401,859円	期中一部解約元本額	217,779,853円
期末元本額	3,046,419,130円	期末元本額	2,920,589,291円

元本の内訳 *		元本の内訳 *	
アジア未来成長株式ファンド	2,834,561,763円	アジア未来成長株式ファンド	2,720,960,268円
アジア未来成長株式ファンド（3カ 月決算型）	211,857,367円	アジア未来成長株式ファンド（3カ 月決算型）	199,629,023円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

4【委託会社等の概況】

（1）【資本金の額】

2025年9月末現在の委託会社の資本金の額： 250,000,000円
発行可能株式総数： 12,000株
発行済株式総数： 5,000株
最近5年間における資本金の額の増減： 該当事項はありません。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年9月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	12	85,784,651,676
合計	12	85,784,651,676

（3）【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自令和6年1月1日 至令和6年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、当中間会計期間（自令和7年1月1日 至令和7年6月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	580,329	417,143
前払費用	21,831	44,687
未収委託者報酬	100,077	98,101
未収運用受託報酬	199,607	205,930
未収投資助言報酬	2,369	2,546
未収収益	* 1 180,384 * 1	291,679
未収消費税等	55,032	17,038
その他の流動資産	10,013	11,857
流動資産合計	1,149,645	1,088,984
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 2 99,000 * 2	73,921
器具備品	* 2 29,575 * 2	24,491
有形固定資産合計	128,576	98,413
無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	-	953
無形固定資産合計	1,850	2,804
投資その他の資産		
長期差入保証金	3,272	2,500
預託金	300	300
繰延税金資産	150,336	171,586
投資その他の資産合計	153,908	174,386
固定資産合計	284,336	275,603
資産合計	1,433,982	1,364,588

	(単位：千円)	
	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	22,314	13,903
未払手数料	42,479	36,431
未払委託調査費	* 1 17,629 * 1	13,519
その他未払金	23,075	56,190
リース債務	2,265	1,321
未払費用	24,822	27,775
賞与引当金	279,930	336,805
未払法人税等	22,048	24,012
流動負債合計	434,565	509,958
固定負債		
リース債務	1,321	-
退職給付引当金	104,463	115,156
役員退職慰労引当金	9,482	13,025
固定負債合計	115,266	128,181
負債合計	549,832	638,140

純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金		
資本剰余金		
その他資本剰余金	214,087	139,087
資本剰余金合計	214,087	139,087
利益剰余金		
利益準備金	62,500	62,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	357,561	274,859
利益剰余金合計	420,061	337,359
株主資本合計	884,149	726,447
純資産合計	884,149	726,447
負債・純資産合計	1,433,982	1,364,588

(2) 【損益計算書】

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	令和5年 1月 1日 令和5年12月31日)	(自 至	令和6年 1月 1日 令和6年12月31日)
営業収益				
委託者報酬		602,527		539,713
運用受託報酬		704,095		490,380
投資助言報酬		6,403		7,182
その他営業収益	* 1	851,331 * 1		759,533
営業収益合計		2,164,358		1,796,810
営業費用				
支払手数料		284,462		243,829
広告宣伝費		2,706		1,892
調査費		433,281		334,054
調査費		139,781		147,291
委託調査費	* 1	293,500 * 1		186,763
委託計算費		34,376		33,083
営業雑経費		28,994		26,751
通信費		3,066		2,562
印刷費		22,350		21,953
協会費		3,577		2,235
営業費用合計		783,822		639,612
一般管理費				
給料		698,099		775,735
役員報酬		48,679		90,254
給料・手当		371,433		343,218
賞与		277,987		342,263
交際費		3,759		4,207
旅費交通費		10,718		19,701
福利厚生費		65,460		71,674
人材募集費		7,519		5,720
業務関連委託費用		74,702		60,820
器具備品費		414		212
租税公課		19,403		17,710
不動産賃借料		132,401		129,831
固定資産減価償却費		42,754		38,760
退職給付費用		35,200		32,292
役員退職慰労引当金繰入額		1,719		3,542
諸経費		70,611		77,600
一般管理費合計		1,162,764		1,237,809
営業利益又は営業損失()		217,771		80,611
営業外収益				
為替差益		-		3,886
雑収入		2,649		4,775
営業外収益合計		2,649		8,662
営業外費用				
為替差損		38,596		-
雑損失		-		5
営業外費用合計		38,596		5
経常利益又は経常損失()		181,824		71,954
特別損失				
特別退職金支出額		3,612		-
特別損失合計		3,612		-
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()		178,211		71,954
法人税、住民税及び事業税		31,000		31,997
法人税等調整額		36,183		21,249
法人税等合計		67,184		10,747
当期純利益又は当期純損失()		111,026		82,701

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	324,087	324,087	62,500	246,534	309,034	883,122	
当期変動額								
剰余金の配当		110,000	110,000				110,000	

当期純利益					111,026	111,026	111,026	111,026
当期変動額合計	-	110,000	110,000		111,026	111,026	1,026	1,026
当期末残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149

当事業年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149
当期変動額								
剰余金の配当		75,000	75,000				75,000	75,000
当期純損失()					82,701	82,701	82,701	82,701
当期変動額合計	-	75,000	75,000		82,701	82,701	157,701	157,701
当期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	274,859	337,359	726,447	726,447

[注記事項]

（重要な会計方針）

- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。
建物附属設備 5年～15年
器具備品 3年～15年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。
 - 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。
- 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 - 委託者報酬
当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
 - 運用受託報酬
対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額 または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
 - その他営業収益
関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

- 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正
 - 概要
国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。
 - 適用予定日
2028年12月期の期首より適用予定であります。
 - 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
未収収益	180,384 千円	291,679 千円
未払委託調査費	17,629	当該金額の重要性が乏しいため、 記載を省略しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
建物附属設備	178,214 千円	203,293 千円
器具備品	123,953	137,590

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
その他営業収益	851,331 千円	759,533 千円
委託調査費	293,500	当該金額の重要性が乏しいため、 記載を省略しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自令和5年1月 1日 至令和5年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和5年 3月31日 定時株主総会	普通株式	60,000	12,000	令和4年 12月31日	令和5年 4月3日
令和5年 9月28日 取締役会議	普通株式	50,000	10,000	令和5年 6月30日	令和5年 9月29日

当事業年度（自令和6年1月 1日 至令和6年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年 3月26日 定時株主総会	普通株式	75,000	15,000	令和5年 12月31日	令和6年 3月27日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（令和5年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

当事業年度（令和6年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和5年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	580,329	-	-	-
未収委託者報酬	100,077	-	-	-
未収運用受託報酬	199,607	-	-	-
未収投資助言報酬	2,369	-	-	-
未収収益	180,384	-	-	-
長期差入保証金	-	3,272	-	-
合計	1,062,768	3,272	-	-

当事業年度（令和6年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	417,143	-	-	-
未収委託者報酬	98,101	-	-	-
未収運用受託報酬	205,930	-	-	-
未収投資助言報酬	2,546	-	-	-
未収収益	291,679	-	-	-
長期差入保証金	-	2,500	-	-
合計	1,015,401	2,500	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（令和5年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和6年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（令和5年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和6年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	96,373	104,463
退職給付費用	17,077	14,058

退職給付の支払額	8,987	3,365
退職給付引当金の期末残高	104,463	115,156

(2) 退職給付費用

	前事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
退職給付費用(千円)	17,077	14,058

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は18,122千円、当事業年度は18,233千円であります。

(ストックオプション関係)

前事業年度(令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和6年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,070 千円	2,725 千円
未払費用否認	7,600	8,504
賞与引当金	85,714	103,129
退職給付引当金	31,986	35,261
役員退職慰労引当金	2,903	3,988
資産除去債務	21,964	21,964
繰延税金資産小計	153,240 千円	175,574 千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	2,903	3,988
評価性引当額小計	2,903 千円	3,988 千円
繰延税金資産合計	150,336 千円	171,586 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	30.62 %	- %
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.46	-
評価性引当金計上	1.13	-
賃上げ促進税制	1.59	-
その他	0.34	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.70 %	- %

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サー

ビスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
1,256,260	56,765	851,331	2,164,358

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
A社	347,305

(注) 運用受託報酬については、顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

当事業年度（自令和6年1月 1日 至令和6年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
979,773	57,503	759,533	1,796,810

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自令和5年1月 1日 至令和5年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	Barings LLC	米国シャーロット	608,633千ドル	投資運用業	(被所有)間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	851,491	未収収益	180,384
							運用委託契約	*2運用委託	281,926	未払委託調査費	12,892
							役務の受け入れ	事務及びIT関連サポートの支払	27,435	その他未払金	14,996
							経費の支払	諸経費等の支払	31,511		

当事業年度（自令和6年1月1日 至令和6年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	Barings LLC	米国シャーロット	618,797千ドル	投資運用業	(被所有)間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	759,533	未収収益	291,679
							運用委託契約	*2運用委託	176,754	未払委託調査費	11,157
							役務の受け入れ	事務及びIT関連サポートの支払	38,799	その他未払金	37,751
							経費の支払	諸経費等の支払	26,173	未払費用	2,721

(2) 兄弟会社等
該当なし

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- * (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
* (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

2. 親会社に関する注記
Barings LLC（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
1株当たり純資産額	176,829.89円	145,289.53円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	22,205.40円	16,540.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年 1月 1日 至 令和6年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	111,026	82,701
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	111,026	82,701
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期末
(令和7年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	804,053
前払費用	31,442
未収委託者報酬	90,102
未収運用受託報酬	62,784

未収投資助言報酬	2,690
未収収益	161,543
その他の流動資産	8,960
流動資産計	1,161,577
固定資産	
有形固定資産	* 1
建物附属設備	61,382
器具備品	51,479
有形固定資産計	112,862
無形固定資産	
電話加入権	1,850
ソフトウェア	854
無形固定資産計	2,704
投資その他の資産	
長期差入保証金	2,337
預託金	300
繰延税金資産	114,360
投資その他の資産計	116,997
固定資産計	232,564
資産合計	1,394,142
負債の部	
流動負債	
預り金	16,028
未払手数料	32,886
未払委託調査費	309,410
その他未払金	26,307
リース債務	188
未払費用	45,089
賞与引当金	314,825
未払法人税等	6,463
未払消費税等	* 2
流動負債計	788,584
固定負債	
退職給付引当金	123,547
役員退職慰労引当金	14,865
固定負債計	138,412
負債合計	926,997
純資産の部	
株主資本	
資本金	250,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	139,087
資本剰余金計	139,087
利益剰余金	
利益準備金	62,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	15,557
利益剰余金計	78,057
株主資本計	467,144
純資産合計	467,144
負債・純資産合計	1,394,142

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 令和7年1月 1日	
至 令和7年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	243,913
運用受託報酬	546,495
投資助言報酬	3,762
その他営業収益	337,869
営業収益計	1,132,040
営業費用	
支払手数料	105,977
広告宣伝費	180
調査費	416,143
調査費	92,700
委託調査費	323,442
委託計算費	16,516
営業雑経費	12,256
通信費	1,479
印刷費	10,278
協会費	498
営業費用計	551,073

一般管理費		
給料		505,003
役員報酬		54,857
給料・手当		187,881
賞与		262,264
交際費		1,009
旅費交通費		11,846
福利厚生費		42,797
人材募集費		9,469
業務関連委託費用		41,794
器具備品費		3,080
租税公課		6,406
不動産賃借料		65,549
固定資産減価償却費	* 1	21,203
退職給付費用		19,143
役員退職慰労引当金繰入額		1,839
諸経費		37,092
一般管理費計		766,236
営業損失（ ）		185,269
営業外収益		
雑収入		3,004
営業外収益計		3,004
営業外費用		
為替差損		15,299
雑損失		121
営業外費用計		15,420
経常損失（ ）		197,686
特別損失		
特別退職金支出額		3,915
特別損失計		3,915
税引前中間純損失（ ）		201,601
法人税、住民税及び事業税	* 2	57,701
法人税等合計		57,701
中間純損失（ ）		259,302

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	139,087	139,087	62,500	274,859	337,359	726,447	726,447
当中間期変動額								
中間純損失（ ）	-	-	-	-	259,302	259,302	259,302	259,302
当中間期変動額合計	-	-	-	-	259,302	259,302	259,302	259,302
当中間期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	15,557	78,057	467,144	467,144

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 5～15年 器具備品 3～15年</p> <p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>

2. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
3. 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1)委託者報酬 当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(3)その他営業収益 関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。</p>
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (令和7年6月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物附属設備	215,833千円
器具備品	140,911千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	21,103千円
無形固定資産	99千円
*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末 (自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当会計期間
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000
2. 配当に関する事項				
該当事項はありません。				

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 令和7年1月 1日 至 令和7年6月30日)
1. 金融商品の時価等に関する事項 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。 長期差入保証金 長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 令和7年1月 1日 至 令和7年6月30日)
顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 令和7年1月 1日 至 令和7年6月30日)								
セグメント情報 当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。								
関連情報 1. 製品及びサービスごとの情報 当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。								
2. 地域ごとの情報 (1) 売上高 (単位：千円)								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>英国</th> <th>米国</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>783,396</td> <td>10,774</td> <td>337,869</td> <td>1,132,040</td> </tr> </tbody> </table> (注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。	日本	英国	米国	合計	783,396	10,774	337,869	1,132,040
日本	英国	米国	合計					
783,396	10,774	337,869	1,132,040					
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。								
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>顧客の名称</th> <th>営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>161,935</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>156,966</td> </tr> </tbody> </table>	顧客の名称	営業収益	A社	161,935	B社	156,966		
顧客の名称	営業収益							
A社	161,935							
B社	156,966							
(注)運用受託報酬については、顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。								
報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。								
報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。								
報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。								

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和7年1月 1日 至 令和7年6月30日)
----	-----------------------------------------

1株当たり純資産額	93,428.96円
1株当たり中間純損失()	51,860.56円

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 令和7年1月 1日 至 令和7年6月30日)	
中間純損失()(千円)	259,302
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失()(千円)	259,302
期中平均株式数(千株)	5

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 令和7年1月 1日 至 令和7年6月30日)	
該当事項はありません。	

独立監査人の監査報告書

2025年3月19日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松井貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月29日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松井 貴志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

ベアリングス・ジャパン株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松井 貴志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア未来成長株式ファンド」の2025年3月28日から2025年9月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「アジア未来成長株式ファンド」の2025年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月28日から2025年9月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。